

## 熊本市農業委員会総会議事録

1 日時 平成25年6月7日(金)午後2時30分 招集

1 場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 14階 大ホール

1 出席委員45名

1番 税所 史熙	2番 福原 幸一	3番 谷口 憲治
4番 米村 昌昭	5番 牛島 國廣	7番 宮本 隆幸
8番 林田 智博	9番 角居 登	10番 瀧口 幸司
11番 森 日出輝	13番 村上 義博	14番 綱田 稔
15番 村中 英次	16番 南 順二	17番 角田 一誠
18番 嶋村 鎮雄	19番 春口 豊徳	20番 田中 求
21番 山口 謙藏	22番 松村 造酒夫	23番 梅田 義弘
24番 清崎 勝矢	25番 牛嶋 弘	26番 渡辺 智明
27番 麻生 隆弘	28番 園田 操	29番 村上 智弘
30番 澤田 公俊	31番 村上 正春	32番 橋本 春利
33番 馬原 清隆	35番 上田 守王	36番 北口 和皇
37番 古川 盛康	39番 榎永 築	40番 西川 秀文
41番 成松 道敏	43番 杉浦 照雄	44番 志柿 茂喜
45番 内田 康喜	46番 前田 道弘	47番 藤本 照義
48番 田上 義則	49番 清田 政敏	50番 上田 芳裕

1 欠席委員4名

6番 藤岡 照代	12番 杉本 清和	34番 一木 文雄
38番 吉田 一幸		

午後2時30分 開会

高橋補佐 それでは、定刻となりましたのでただ今から平成25年度第3回熊本市農業委員会総会を開会いたします。本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中44名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき総会が成立しております。それでは、会長にご挨拶をお願いします。

会 長 (森 日出輝会長、以下、表記を省略する。)

皆さん、こんにちは。田植えの時期等などで大変一番お忙しい中に、平成25年度第3回農業委員会総会に多くの方のご出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日の総会は、農地法に基づく許可申請や委員会の昨年度の事業報告と今年度の事業計画などの議案となっております。どうか本日の総会がスムーズに行きますように、よろしく願いしておきます。

高橋補佐 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき会長が議長

になり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事に入ります。議事に入るに当たり、総会次第第3の議事録署名者及び書記を指名いたします。

本日の議事録署名者に、32番の橋本春利委員と33番の馬原清隆委員を、書記に南分室の緒方克弘主査を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）」から第9号議案「平成25年度下限面積の決定について」まで、9件でございます。

議事に入ります前に、議案の訂正、取り下げなどがあるようございますので、事務局より説明をお願いします。

村上主幹

それでは、事務局から議案の訂正、それから取り下げについてご説明いたします。

初めに、第1号議案の4ページです。4ページの16番ですが、4ページの16番のほうが、取り下げ願いが出されておりますので、こちら、取り下げをお願いします。それから、6ページです。6ページの27番ですが、こちらの申請理由です。経営拡張となっておりますのを、訂正して代替地取得に訂正をお願いします。27番の申請理由を代替地取得に訂正をお願いします。それから、17ページ以降ですが、利用集積のほうで訂正がありますので、こちら、担当の北嶋係長のほうから説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

北嶋係長

ご説明いたします。

17ページになりますが、お手元のほうに1枚紙で集積計画（3号）をつくっております。17ページの表は、こちらのほう斜線を引いていただいて、使いますのは1枚紙のほうの表を使います。こちらのページは斜線でお願いいたします。続きまして、1枚めくっていただきまして、18ページになります。一番上に農業所有者代理事業となっておりますが、こちらは農地所有者代理事業です。農業を農地に訂正をお願いいたします。今のは18ページでございます。続きまして、ページめくっていただきまして、23ページになります。23ページの、今度切れてるところの13番の案件になります。こちらのほうの土地の所在地です。南区中無田町字田中956の1、田、次、ページをめくっていただきまして、田、3、067㎡となっておりますが、この1筆を削除をお願いします。続きまして、ページめくっていただきまして、26ページになります。26ページの16番の案件と、もう一つページめくっていただいて、こちら、28ページの17番の案件の

備考欄のこちらのほう、つけ加えをお願いいたします。参考にしていただくのは、ちょっとページをめくっていただきまして、35ページになります。35ページの30番の案件ですが、ここの備考のところに後継者へ経営移譲（再設定）と書いてあります。こちらのほうの表記を、16番の案件と17番の案件の全筆につけ加えをお願いいたします。もう一度申し上げます。もう1件ございます。今度、ページめくっていただきまして、49ページになります。49ページが一番下のほうに、こちら、52番の案件ございます。こちらのほうの土地の所在地、こちら、富合町莎崎字一部597の3、田、459㎡となっておりますが、こちらのほうの住所と面積の変更です。住所が、莎崎字前田673の2になります。莎崎字前田673の2、田の面積が730㎡です。以上です。よろしくをお願いいたします。

議 長                    それでは、議事に移ります。

初めに第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請、16番が取り下げでございます。46件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条2項の基準により地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、事務局より1番お願いいたします。事務局じゃなく、委員の方、よろしくをお願いいたします。

### 36番 北口和皇委員

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。耕作の便宜上取得されるものでございまして、申請地は、所有農地の隣接地でございます。ご高齢ではございますが、ご家族には後継者である長男夫婦、それから、同じく専業でお孫さん夫婦もいらっしゃいます。取得後は、隣接農地と同様に米を作付されるということでございますので、周辺との調和という点に関しましても、何ら問題はないものと判断をいたしております。先日の地区委員会での協議の結果、本件につきましては、農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しておらず、申請は妥当であると判断をいたしました。審議方よろしくをお願いいたします。

議 長                    ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同                    異議なし。

議 長                    異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして2番。

47番 藤本照義委員

2番と3番について、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。2番、3番とも、独立就農のために農地の使用貸借されるものです。貸借後は落花生を育てます。地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないということが協議されましたが、今回の同人からの申請が37番、38番での付託案件に出ていますので、審議はその協議状況報告にあたりあわせてお願いいたします。

議長 ただいまご報告がありましたとおり、2番、3番については、関連案件の37番、38番の協議結果に基づき審議し、決定することいたします。続きまして、4番。

37番 古川盛康委員

4番から15番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。4番と5番は関連で、経営拡張による所有権の移転です。譲受人は主に水稲を栽培されている兼業農家で、許可後も水稲を栽培される計画です。6番と7番も関連で、耕作の便宜上、交換です。お二人とも主にミカンを栽培されている専業農家で、許可後もミカン栽培される計画です。8番と9番も関連で、賃借権の設定と使用貸借権の設定で、いずれも契約期間は10年間です。借人は、大工の傍ら農家の手伝いをされていましたが、今回独立就農されます。許可後は水稲を栽培される計画です。10番は、これも贈与です。譲受人は、水稲と露地野菜を栽培されており、許可後も水稲と露地野菜を栽培される計画です。11番は、経営拡張による所有権の移転です。譲受人は、ご夫婦で、現在水稲と施設野菜を栽培されている専業農家で、許可後は水稲を栽培される計画です。12番と13番は関連で、耕作の便宜上、取得による所有権移転です。譲受人は、お二人とも主に水稲を栽培されている兼業農家で、許可後も水稲を栽培される計画です。14番と15番は関連で、弟への贈与です。譲受人は、水稲と露地野菜を栽培されており、許可後は露地野菜を栽培される計画です。以上12件、そのうち独立就農の一人には地区委員会へ出席を願いし、聞き取り調査を行った上で協議・検討した結果、12件いずれの申請も、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ただいま、4番から15番まで、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することにいたします。16番は取り下げですね。17番。

16番 南順二委員

17番から20番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。17番、18番は関連で、独立就農のための所有権の移転の申請で、父及び祖父からの贈与です。さきの地区委員会で営農計画について聞き取り調査を行っております。申請者は、現在親元で農業に従事されていますが、今後は青年就農給付金制度を活用され、独立した農業経営を目指されます。申請地はミカンを栽培される予定です。19番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者は、ミカンの専業農家で、申請地にもミカンを栽培される予定です。20番も17番と同様、独立就農のための所有権移転の申請で、父からの贈与によるものです。さきの地区委員会で営農計画について聞き取り調査を行っております。申請者は、現在親元で農業に従事されていますが、今後は独立した農業経営を目指されます。申請地にはミカンを栽培される予定です。以上4件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないことを協議いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、17番から20番について、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、21番。

44番 志柿茂喜委員

21番から26番までについて、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。21番は、新規就農をされる案件です。先日の地区委員会に出席をいただき、事業計画・農業機械、販売先等の聞き取りを行い、賃借人が農業意欲、熱意と計画を持ち、地域との調和を図りながら就農されることを確認いたしました。賃借人は、農作業歴が5年あり、今回、姉から申請地を借りて耕作されるものです。許可後は米づくりを主に露地野菜栽培をされる計画です。22番は、譲受人が経営拡張のための売買による所有権移転をされる案件です。譲受人は、主に露地野菜をつくられており、この申請地にも露地野菜を栽培される計画です。23番も、譲受人が経営拡張のため売買による所有権移

転をされる案件です。譲受人は、主に露地野菜、ネギ、ホウレンソウを栽培されており、この申請地にもネギを栽培される計画です。24番も、譲受人が経営拡張のため売買による所有権移転をされる案件です。譲受人は、主に米づくりをされており、この申請地にも米を作付される計画です。25番も、24番と同様に、譲受人が経営拡張のため売買による所有権移転をされる案件です。譲受人は、主に米づくりをされており、申請地にも米を作付される計画です。26番は、譲受人の姪に当たる譲受人が同意を受けて経営拡張をされるという所有権移転の案件です。譲受人は、主に米づくりをされており、申請地にも米を作付ける計画です。以上6件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないことを協議いたしました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より21番から26番について、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、27番。

8番 林田智博委員

27番につきまして、先日行われました地区委員会での審議状況を報告します。27番は、代替地のために農地を取得する申請です。譲受人は、専業農家で、米と施設園芸、トマトを生産しており、許可後は米をつくられる予定です。先日の地区委員会で検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、地元委員より27番について報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、28番。

28番 園田操委員

28番について、先日の地区委員会での協議を報告します。28番

は、富合町の畑349㎡について、富合町にお住いの譲受人が、経営拡張のため取得されるものです。譲受人は、米、メロンを作付されており、申請地においては露地野菜を作付される予定です。全農地について耕作されており、周囲との調和もされていることを確認しております。先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを確認しました。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、28番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、29番。

#### 20番 田中求委員

29番から36番について、地区委員会での協議状況を報告します。29番から31番につきましては関連でありまして、五木食品株式会社が、今回、農業生産法人設立のための賃借権を設定するものです。賃借人は、平成25年4月1日設立の株式会社で、構成員7名でそば栽培により安定した生産と収入を目指しておられます。昨年までの一般法人から、引き続き全農地について耕作されており、地域との調和を図られていることを地元の農業委員が確認しております。また、聞き取り調査も行っております。33番から35番についても関連でありまして、独立就農の申請です。先日の地区委員会に出席いただき、営農計画、取得機械等を聞き取りいたしました。申請人は、親元で手伝いをされていましたが、今回独立され、許可後はレタス、キャベツ、ブロッコリー等を作付される予定です。36番につきましては、経営拡張のための農地を取得する申請です。譲受人は、水稻、麦、野菜を栽培される農家で、許可後は麦とキュウリを作付される予定です。また、全農地について耕作されており、地域との調和を図られていることを地元委員が確認いたしております。以上8件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より29番から36番まで報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、37番。

45番 内田康喜委員

37番と38番について、地区委員会での協議状況を報告します。  
37番、38番は、中部・東部地区にて審議された2番、3番との関連案件で、借人が独立就農のために農地を使用貸借される申請です。借人は、これまでお勤めをされておりましたが、今回、新規に営農を開始されるために申請されたものです。関連の2番、3番の中部・東部地区委員会での審議状況とあわせ協議いたしましたが、営農計画について何ら問題ないことを確認しました。許可後は落花生の作付をされるそうです。以上、先日の地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、許可の要件を満たしていることを確認されております。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、37番から38番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、37番、38番については、先ほど報告があった2番、3番とあわせまして申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、39番。

40番 西川秀文委員

39番についての地区委員会での協議状況を報告いたします。39番は、譲受人が耕作の便宜上農地を取得される申請です。申請地は、周囲を譲受人の農地に囲まれており、許可後は自己所有地と一体で露地野菜を作付される予定です。以上、先日の地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可の要件を満たしていることを確認されております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、39番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。



続きまして、40番。

### 23番 梅田義弘委員

40番から47番について、地区委員会での協議状況を報告します。40番は、耕作の便宜上農地を取得する申請です。譲受人は、市外にお住いですが、実家は植木町で、耕作地も全部植木町内にあり、今回の申請地は自作地の隣接にあります。水稻をつくっている農家で、許可後は水稻をつくられる予定です。41番は、後継者である子へ贈与をする申請です。譲受人は水稻と施設野菜をつくられる農家です。許可後も水稻と施設野菜をつくられる予定です。42番と43番は関連で、独立就農の申請をされるものです。先日の地区委員会に出席いただき、事業計画、取得機械、予定販売先等を聞き取りいたしました。申請人は、今まで実家の手伝いをしてきましたが、今回独立され、許可後はナスをつくられる予定です。44番は、後継者である子へ贈与をする申請です。譲受人は水稻と露地野菜をつくられる農家です。許可後も水稻をつくられる予定です。45番は、経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は果樹と露地野菜をつくっている農家で、許可後は露地野菜をつくられる予定です。46番は、後継者である子へ贈与をする申請です。譲受人は果樹をつくられる農家です。許可後も果樹をつくられる予定です。47番は、経営拡張のため農地を賃貸借する申請です。借人は麦類をつくっている農家で、許可後は麦類をつくられる予定です。以上8件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長           ただいま、40番から47番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案 競売買受適格証明願（耕作目的会許可）分でございます。よろしくお願いたします。地元委員よりよろしくお願いたします。

### 44番 志柿茂喜委員

1番について、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。1番は耕作目的による買受適格証明願です。願出人は、現在2万9,502㎡を耕作されており、経営内容は水稻栽培が主であります。今回の競売地には、水稻と麦を作付される計画です。また、全農地につ

いて耕作されており、地域との調和を図られていることを地元委員が確認しております。以上、先日の地区委員会で慎重に検討しました結果、願出人を適格者であると判断いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告ございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり適格者であることと決定いたします。続きまして、2番。

### 23番 梅田義弘委員

2番について、地区委員会での協議状況を報告します。2番については、地区委員会において、願出人に出席していただき、営農計画等について聞き取り調査を行いました。願出人は、主に水稻をつくっておられる兼業農家で、農機具等も所有しておられます。適切に利用されることを確認いたしました。取得後は水稻を作付される予定です。地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しておらず、適格者であると協議いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり適格者であることにいたします。なお、願出人が最高価格申出人となられた場合に、農業委員会へ農地法第3条の許可申請が提出されますが、申請書の提出におきまして、その内容が競売買受適格証明の交付時と内容が異なっているかいないか会長が認めるときは許可証を交付してよろしいかお諮りいたします。ご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、そのようにいたします。  
続きまして3号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請でございます。2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用

許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは1番お願いいたします。

### 36番 北口和皇委員

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。駐車場への転用申請でございますが、申請地は既に駐車場の一部として利用されております。先日、現地調査でお話を伺いましたが、申請地は、昭和58年ごろ隣接地に会社事務所を建築された際に、その敷地として一体として整備し、従業員及び来客者用の駐車場として利用されてこられたということでございます。無断転用につきましては、始末書を提出されてはございましたが、立ち会いの際に厳しく指導いたしまして、当日、代理でご出席の奥様からではございますが、反省と謝罪の言葉がございました。現地の現状といたしましては、隣接は国道と宅地のみで、周辺農地への影響もなく、立地基準、一般基準ともに許可基準は満たすものと判断いたしました。以上のようなことで、地区委員会におきましては、無断転用ではございますが、追認もやむを得ないとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。続きまして2番。

### 40番 西川秀文委員

2番について、地区委員会での協議状況を報告します。2番は、北区植木町の医療法人社団郁栄会が認知症高齢者向けのグループホームを建設される転用申請です。先日の地区委員会での現地調査にて、申請地は上下水道管の埋設された道路に面し、近隣に複数の教育施設があることを確認したため、第3種農地と判断いたしました。郁栄会は、申請地に隣接する介護施設を初めとして、近隣に病院、介護老人施設を運営されておりますが、申請地周辺での認知症高齢者への共同生活、介護サービスの必要性が高いため計画されたものです。転用面積については、居室18室と食堂、多目的室などの整備を備えたグループホームと来客用駐車場、入居者用野菜園、敷地内道路などとしては必要な面積と判断されます。計画を賄う資金は全て融資で賄う予定で、金融機関発行の融資証明書も添付されております。周辺の状況は、東・

北側は市道と宅地、南側は申請人が運営する施設、西側は農地です。現在、申請地内を隣接農地数筆のための耕作用農道として利用されておりますが、今回の計画で申請地内の耕作用道路のつけかえを行い、農地利用者に支障がないよう計画されております。隣接農地所有者との協議も済み、同意も得られております。雨水は吸い込みふた枡にて浸透処理し、オーバーフロー分は市道側溝に放流されます。生活雑排水・汚水については公共下水道に接続・放流されます。集落内開発制度指定区域内での開発許可が必要ですが、事前の審査も行われております。以上、先日の地区委員会での検討した結果、転用許可基準は満たされると判断されております。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請16件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは1番お願いいたします。

### 36番 北口和皇委員

1番から4番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。1番、2番につきましては関連でございます。転用者は、熊本市城南町の株式会社メビウス不動産開発で、建て売り住宅建築のための所有権移転の申請でございます。農地区分につきましては、広がりのない小集団の農地の区域内で、周辺の宅地化の状況から第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建て売り住宅の10棟の建築と区域内に道路を整備し利用される計画でございます。工事完了は平成27年6月30日を予定されております。資金につきましては、事業費のほとんどが借り入れではございますが、一部を自己資金で賄われるということで、融資証明、残高証明により確認済みでございます。排水は、生活雑排水・汚水は合併浄化槽処理後、地区内の新設道路側溝を経由し、東側水路へ放流される計画でございます。雨水につきましては、住宅内の浸透ますにより処理をされ、オーバーフロー分は、同じく東側水路へ放流される計画で、放流に対しましては、土地改良区及び地元農区長の同意済みでございます。区域の一部は農地と隣接しておりますが、所有者との調整も済み、同意もいただいているとのこ

とでございました。なお、転用許可にあわせて開発許可が必要となりますが、同時に手続中でございます。先日の地区委員会におきまして協議し、本件が立地基準の一般基準いずれにも適合しており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。次に、3番、4番についてご報告いたします。熊本市中央区の千里殖産株式会社からの建て売り住宅建築のための所有権移転の申請でございます。本件は、3月の総会で継続審議となり、その後取り下げられていた案件でございます。今回、改めて申請されたものでございますが、当初継続の理由となっております排水に関する上流側土地改良区の同意のほか、周辺の農地所有者への被害防除対策の説明などにつきまして、先日の地区委員会の時点で、いまだに不十分なところがございました。特に、申請地北側排水路に隣接する農地につきましては、開発区域からの排水により水路の機能低下による冠水など、これまで以上に被害を受けるのではないかと地権者も不安視をされております。この方は、今、心労から肺炎で入院されておりますが、事業者と地元関係者を集めた現地立ち会いが行われましたが、特に説明が必要とされる農地の地権者に対し、事業者の判断のみで立ち会いにお呼びしておらず、いまだに説明が済んでおりません。土地家屋調査士が、東部土木が呼ばなくていいと言ったということでございますので確認しましたところ、所長が職員に確認しましたけれども、そういう発言をした職員がないということが判明いたしました。立ち会い当日、炎天下に3時間近く現場で協議が行われましたが、申請者は既に売買し、金銭の授受も行われているということで出席されず、代理人の出席で、開発業者に依頼していたにもかかわらず、下流域の農区長と土地改良区の役員の皆さんの出席もなく、地元からの要望に対し、事業者がご了承いただいた北側水路のしゅんせつ等についてその工事の計画図面を策定し、後日、東部道路が工事をするところ、東部土木が工事をするところ、業者が工事をするところを関係者に提示するお約束をしておりましたが、これもいまだ済んでいないという状況でございます。そのような中で、今回申請されたわけではございますが、地区委員会に肺炎で入院されております地権者にかわり奥様が代理で出席され、被害防除の対策が行われていないので、まだ許可しないでくださいとの訴えがございましたことも含め、地区委員会といたしましては、前回の継続理由であった問題の解決が現段階でできていないため、次回総会までに具体的な被害防除対策等について地元関係者への説明を行い、同意を得ていただくようお願いをいたしております。つきましては、今回の総会におきましては、本件を継続審議としていただきますようお願いいたします。

議 長

ただいま、1番から4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、1番、2番については申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することとし、3番、4番は継続審議といたします。続きまして5番。

#### 47番 藤本照義委員

5番から9番について、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。5番は、有限会社規工川工業さんからの建て売り住宅の申請です。農地区分としては、集落内開発地域区域内にある小集団の農地の区域内で、周辺の状況から2種農地と判断されます。土地利用計画としましては、建て売り住宅11棟の建築と道路を計画されております。建築資金については全額自社資金に賄われている計画です。残高証明書により確認しております。西側が農地と隣接しておりますが、所有者との調整は済み、同意は得られていることです。排水は合併浄化槽処理後、生活雑排水・汚水及び雨水とも地区内の新設道路側溝を経由し、南側の水路に放流される計画で、放流については、地元農区長の同意が済みです。なお、転用許可にあわせて開発許可が必要になりますが、同時に手続中です。工事期間は平成25年9月から平成28年6月までに、3年間の予定されております。6番は、鶴田工務店さんからの資材置き場の駐車場申請です。鶴田工務店さんは、事業拡張に伴い型枠の資材置き場が不足しておられ、新たに既存施設の隣接地にある申請地を賃借されておられ、新たに資材置き場にとされるものです。農地区分としては、広がりのない小集団の農地の区域内で、周辺の状況から2種農地と判断されます。土地利用計画としましては、型枠資材置き場、一部を駐車場として利用される予定です。費用については、全額自社資金等で賄われます。排水については雨水のみで、自然地下浸透処理を考えておられますが、オーバーフロー分は新設資材置き場内の排水口に放流し、処理される計画となっております。現地調査の際、未耕作地であり、指導の結果、復元作業の後、その現場の地区委員の春口さんが教育実施されております。周辺の農地への影響はないものと思いますが、工事期間は平成25年7月から8月までの1カ月間を予定されております。7番は個人住宅の申請です。農地区分につきましては、集落内開発制度指定区域内で、上下水道が埋没されており、道路の沿道に位置しており、かつ周囲500m以内に複数の教育施設、医療施設があることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画としましては、2階建てを住宅1棟の建築と道路及び駐車場の計画をされております。資金計画につきましては、融資証明書を確認しております。排水計画は、雨水は西側市道側溝へ、また生

活雑排水・汚水につきましては、公共用下水道にそれぞれ接続・放流する計画となっております。申請地の東側と西側が農地と隣接しておりますが、所有者との調整は済んでおります。同意も得られています。なお、転用許可に合わせて開発許可が必要となっておりますが、同時に手続中です。工事期間は平成25年7月から12月までの予定が出ております。8番と9番は個人住宅の申請です。農地区分は、集落内開発制度指定区域内で、広がりのない小集団の農地であり、周辺の宅地からの状況から、2種農地と判断されます。土地利用計画とされまして、2階建てで住宅1棟建築と駐車場を計画されております。資金計画につきましては、融資証明書を確認しております。排水計画は、雨水は東側市道側溝へ、また生活雑排水・汚水につきましては、公共用下水道、それぞれ接続・放流する計画となっております。なお、建設許可にあわせまして開発許可が必要となりますが、同時に手続中です。工事期間は平成25年7月から12月まで予定されております。以上5件、地区委員会の現地を検討した結果、転用許可基準を満たしておると協議いたしました。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、5番から10番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。続きまして10番。

### 37番 古川盛康委員

10番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。10番は個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は現在借家住まいで、子どもの成長に伴い手狭となったため住宅の新築を計画されました。農地区分は集落内開発制度指定区域内に位置し、10ヘクタール未満の小集団の農地で、周辺の宅地化の状況から2種農地と判断しました。排水計画は、雨水については集水枡を設置し、オーバーフロー分は北側水路に接続・放流、汚水・雑排水については、合併浄化槽を設置し、処理後北側水路へ接続・放流される計画です。資金計画は自己資金及び融資で賄われ、残高証明及び融資証明で確認済みです。周辺の状況は、西側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い検討した結果、許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、10番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。続きまして11番。

#### 43番 杉浦照雄委員

11番、12番、13番について、先日の地区委員会での協議状況をご報告申し上げます。11番と12番につきましては関連でありまして、申請人が個人住宅建設及び資材置き場に転用申請されるものです。申請人は林業を営んでおられ、申請地の近くに土地を借りて事業をされています。今回、自己住宅と林業の資材等が置ける土地を探されたところ、当該地を選定されました。農地区分は10ヘクタール以上の農地の広がりがなく、生産性の低い2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかについては、適正な面積ではないかと判断いたしました。資金については、資金を賄う額の資金証明が提出されているのを確認しております。給水計画については、ボーリングにより供給されます。排水計画については、雨水の処理は簡易浸透枡によりオーバーフロー分を市道側溝へ放流し、生活雑排水・汚水は浄化槽処理で処理し、市道側溝へ放流するよう計画されております。周辺の状況は、北側のみ隣接する農地はありますが、ブロック塀を設置し、土砂流出・日照等に影響がないよう対策が図られていることを確認しております。また、転用許可以外に開発許可が必要になりますが、事前審査の書類提出を確認しております。資材置き場につきましては、個人住宅申請地の隣接地であり、土地利用計画は4トントラック2台と機材及び木材等を設置されます。雨水の処理は市道側溝へ勾配をつけて放流されます。生活雑排水・汚水は発生しません。添付書類は、資金計画、資金証明、排水同意が得られております。工事期間は7月1日から翌年6月30日までの約1年間を予定されております。許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。13番につきましては、申請人が宅地を拡張する転用申請です。申請人は、現在お住いの居宅が駐車するスペースがなく、今回隣接する申請地を駐車場への往来と駐車スペースに検討されました。農地区分につきましては、10ヘクタール以上農地の広がりがなく、生産性の低い2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかについては、適正な面積ではないかと判断いたしました。資金計画については計画を賄う額の資金証明が提出されていることを確認しております。排水計画について



は、雨水の処理は地下浸透し、生活雑排水・汚水は発生いたしません。また、地元農区長の排水同意も得られております。広がり等については、西側のみ隣接農地はありますが、周囲に空洞ブロックを設置し、土砂流出、日照等に影響が出ないように対策が図られていることを確認しております。以上3件、先日の地区委員会で現地確認し検討の結果、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま11番から13番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。続きまして14番。

#### 45番 内田康喜委員

14番について、地区委員会での協議状況を報告します。14番は東長嶺東の借人が、農地を賃借し資材置き場とする転用申請です。借人は、土木建設業を営んでおられ、これまで申請地近くの事務所を資材置き場として利用されていましたが、住宅地の中で道路も狭く、騒音等の問題もあったために、国道沿いで便利がよく、住宅地から離れた申請地を選定されました。先日の地区委員会での現地調査にて確認しましたが、申請地は農地の広がりがなく、周囲の住宅化の状況から第2種農地と判断されます。転用面積につきましては、土木・建設資材の置き場としての適正な面積ではないかと判断いたしました。資金については全額自己資金で、金融機関の残高証明が提出されております。周囲の状況は、東が国道、南が道路で、西が雑種地で、北は貸人所有の農地です。被害防除については、土砂の流出がないよう対策を講じられる計画です。排水計画は雨水のみで地下浸透処理されます。工事期間は許可後から平成25年10月15日までを予定されており、許可後速やかに施工されるものと思われれます。先日、地区委員会において現地調査・協議の結果、転用許可基準は満たされると判断されております。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、14番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
続きますして15番。

40番 西川秀文委員

15番について地区委員会での協議状況を報告します。15番は、学校法人北部学園が北区鹿子木町の農地を賃借し、駐車場とされる転用申請です。先日の地区委員会での現地調査にて申請地が市街地に接する小集団の農地であると確認したため、第2種農地と判断いたしました。北部学園は、現在、申請地に隣接し幼稚園を運営されておりますが、開園時は160名だった園児が現在は230名と増加し、職員もふえているため、職員用、園児用送迎用車両、送迎用保護者の駐車場が不足しております。公道上に無断駐車する車両が増加している状態を解消するための計画申請をされたものです。転用面積については、不足する駐車場の改装のために普通車18台、送迎用バス2台の駐車場としての面積を確保するもので、妥当な面積と判断されます。工事期間も、許可後直ちに着工され、本年7月末日までに完了される計画で、妥当ではないかと判断されます。また、借地料・工事費用については、全額自己資金で賄いますが、必要な額の金融機関の残高証明書が添付されております。現地の状況は、東側は山林、南側は既存の幼稚園敷地、西側は里道、北側は貸人所有の農地です。雨水の処理は、敷地内での自然地下浸透され、オーバーフロー分は集水枡で処理されます。汚水・生活雑排水は発生しません。以上、先の地区委員会での現地調査・協議の結果、転用許可基準は満たされると判断されております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、15番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。続きますして16番。

29番 村上智弘委員

16番について、地区委員会での協議状況を報告します。16番は駐車場の申請です。株式会社桐の湯は、旅館業を営んでおられますが、現在借りている駐車場が契約期限を迎えるに当たり再更新ができなくなったため検討された結果、旅館に近い申請地を選定されました。貸人は、代表取締役の弟であるため、使用貸借の契約を締結されます。

農地区分は、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、南側は市道、西側は里道と水路を挟んで農地、北側と東側も農地と接していますが、隣接所有者の同意は得てあります。転用面積については、マイクロバス3台と従業員及び客用の車13台分の駐車場として適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては、地下浸透される計画です。工事期限は7月1日から8月31日まで2カ月間の予定で、許可後速やかに目的どおり転用されることを確認しております。以上、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、16番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第5号議案でございます。この議事につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

北嶋係長 　　第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてご説明いたします。お手元にお配りしました、新たに差しかえました1枚紙の農用地利用集積計画（3号）をごらんください。所有権移転から利用権設定の再設定まではこの1枚紙でご説明いたします。初めに、所有権移転ですが、明細19ページの1番から21ページの7番までの合計7件でございます。1番が公社への売り渡し、2番が公社からの買い取り、3番から7番が相対による売買です。面積は7件合わせまして、田1万3,561㎡、畑5,878㎡の合計1万9,439㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

　　次に、利用権設定の新規設定分です。明細21ページの8番から42ページの35番までで、貸し手27名、借り手24名の件数28件です。契約期間別では、6年未満が14件、10年以上が14件で、面積は28件合わせまして、田9万7,050㎡、畑11万8,980㎡の合計21万6,030㎡となっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、麦、果樹、施設野菜、露地野菜及び飼料作物です。

　　次に、再設定分です。明細45ページの36番から51ページの5

8番までで、貸し手26名、借り手15名の件数23件です。契約期間別では、6年未満が20件、6年以上10年未満が1件、10年以上が2件で、面積は23件合わせまして、田6万9,551㎡、畑1,397㎡の合計7万948㎡となっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、施設野菜、露地野菜、麦及び飼料作物です。

農地所有者代理事業からは、18ページの表を用いてご説明いたします。

次に、農地所有者代理事業です。こちらは明細51ページの59番から52ページの61番までで、貸し手2名、借手3名の件数3件になります。契約期間別では、6年未満2件、10年以上1件です。面積は3件合わせまして田8,156㎡、畑5,018㎡の合計1万3,174㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は果樹です。

最後に農地利用集積円滑化団体による借り上げと転貸しです。明細53ページの62番から55ページの68番までが熊本市農業協同組合及び熊本宇城農業協同組合による借り上げ7件で、明細56ページの69番から58ページの76番が借り上げた農地の転貸し8件です。契約期間は6年未満及び6年以上10年未満で、面積は合わせまして田3万5,929㎡、畑3,222㎡の合計3万9,151㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稻及び麦です。

以上、1番から76番につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。第5号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われております。全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

　　続きまして第6号議案　引き続き農業経営を行っている旨の証明願1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。それでは1番お願いします。

4 4 番 志柿茂喜委員

1 番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。1 番は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は、この農地については、主に米づくりをされており、引き続き願出人みずから耕作を行っておられることを地元農業委員が確認しております。先日の地区委員会で検討した結果、この証明については何ら問題のないものと協議いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、1 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第 7 号議案 平成 24 年度事業報告について審議をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

千原副事務局長 第 7 号議案のご説明を申し上げます。

　　ちょっと座ったまま説明をさせていただきます。ちょっと量多過ぎます。このグリーンの議案書をおあげください。4 ページです。ようございますか。4 ページでございます。

　　まず、事業概要です。平成 24 年度は、23 年度同様、自然の猛威にさらされた 1 年でございます。これは、夏の九州北部豪雨、また日本海側での豪雪ということがありました。特に、九州北部豪雨には、熊本県阿蘇並びに熊本市では、龍田地区が大変な被害をこうむったという年ではございました。ただ、私ども熊本市にとりましては、全国で 20 番目の政令市ということで、4 月 1 日からスタートさせていただいております。国のほうでは、24 年度農林水産省の統計によりますと、耕地面積は 457.9 万ヘクタール、23 年度と比べますと 1,002 万ヘクタールも減少している。農業就業人口は、23 年度比といたしまして 8 万 7,000 人も減少しているという報告があります。こういう現状の中で、熊本県は、平成 20 年度からくまもと農業バックアップ大作戦として 6 年間計画に取り組んでおり、来年度が最終年度ということになるかと思えます。私ども、熊本市の農業委員会におきまして、24 年 3 月 30 日に 4 つの農業委員会がございましたが、これを廃止いたしまして、同日、新たに 1 つの農業委員会という形で発足をしております。また、4 月 1 日には、区役所になり 5 つ

の区役所ができました。その中で、西区、南区、北区に農業委員会の分室をそれぞれ開設しております。6月からは、東区の農業振興課でも証明発行ができるということで、農業者を初め市民の皆さんにとっては、非常に利用しやすい農業委員会という形をつくらせていただいております。また、先ほど申しましたように、3月30日に全部廃止して、同日に1つの農業委員会として発足をしましたけれども、形はあっても、農業委員さんが全部辞職をされておりますので、4月に選挙を行いまして、第1回の総会を4月17日にさせていただいております。24年度には全部で13回の総会を行っております。また、今回の再編に伴いまして、農業委員さんが、公選委員さんで今まで4農業委員会合わせますと86名いらっしゃったのが、公選委員40名に減ったり、全体でも、農業委員さん113名いらっしゃったのが49名になったという形で、農業委員さんの一人一人の受け持ち範囲が広がる、それを考えまして農業委員の調査員さんを委嘱されております。総勢60名で農業委員さんの活動の補佐をしていただいております。ということでございます。また、私ども農業委員会は、2つの専門委員会を設けております。ご存じのように、農業振興専門委員会。これは、主な業務といたしまして、耕作放棄地の解消を行うと、こういうことで、いろんな活動をしていただいております。また、農業者年金加入推進専門委員会では、農業者年金の普及推進によって農業者自身の生活を守る活動を行っていただいております。それと、農業委員さんについて農政協議会を開催しまして研修にも力を入れてます。24年度につきましては、農水省出身の高木弁護士のほうから、政令指定都市農業委員会の意義・役割という形での講演をいただいております。また、遊休農地対策といたしまして、西区でタマネギ、南区でジャガイモ、北区ではサツマイモを作付し、収穫の際には地域の小学生や保育園児も参加しまして収穫祭を実施しました。これは、子どもたちの食育について考えるよい機会になったと思っております。このように、市民と一体となった取り組みは、農業委員会が農地の売買や転用の審査だけではなく、耕作放棄地の対策や食の安全・安心対策にも取り組んでいるということを広く周知することができております。

6ページをおあげください。これからは、農業委員会として行っている業務でございます。まず1番が、農業委員会法第6条第1項に基づく法令業務です。これは、農業委員会ではできない業務でございます。まず(1)が会議の開催状況でございます。先ほど申し上げましたように、4月17日に第1回の総会を始めました。それと、8ページをごらんください。8ページの最後に、3月5日に計13回の総会を行っております。また、4月17日には、互選会もあわせて行っております。ここで、現会長、副会長を互選いただいております。また、ウ、役員会、ま、このとおりでございます。それで、(エ)が、

先ほど申しあげましたように、農業委員会研修会や農政協議会がございます。私ども、こういう審議案件の場合は、必ず地区委員会を開催しております。これは、市域を9地区に割ってそれぞれに議案の審議をいただいているということでございます。オにつきましては。カにつきましては、農業振興専門委員会の開催の状況です。キが、年金の専門委員会の開催状況でございます。また、先ほど申しました60人の調査委員の研修を、6月12日の日に別館の8階の大会議室で行っております。(2)が、農地等の許認可の業務でございます。これは、表のとおりでございますので、ご一読をお願いしたいと思います。次ページの(3)でございます。農業経営基盤強化促進事業、これもここに書いてあるとおりでございます。認定農業者の数、これは、農区ごとに出しております。全部で認定農業者数1,658、現認定農業者という形になっております。また、ウが農業生産法人の実態でございます。これが、13ページまであります。46法人がございます。(4)が、農地保有合理化促進事業、(5)が農業経営基盤強化措置特別会計事業でございます。これもごらんのとおりです。6番についても、そのとおりでございます。(7)14ページでございます。これは、証明の発行業務でございます。これは、各分室、先ほど申しましたように、各分室と東区の農業振興課で行った数でございます。年間通しまして654件ございました。また、(8)、(9)ごらんのとおりでございます。

17ページをおあけください。農業委員会法第6条第2項に基づく農業振興業務、これは法令に基づく任意の業務でございます。だから、法的な拘束力はございませんけれども、これは大事な業務でございます。(1)の農地無断転用防止事業、(2)の担い手農地情報活用事業等がございます。ごらんのとおりでございます。(3)が農業振興活動事業、19ページでございます。これもごらんのとおりです。これが、5回ジャガイモ、20ページにございますが、ジャガイモ等の植えつけ、収穫体験を行ったという実績でございます。年金についても、24年度については、通常加入5名、政策支援加入が7名、計12名の方が新たに入られるということでございます。また、(4)が、情報宣伝活動でございます。これは、農業委員会だよりを出したり、市政だよりでの啓発宣伝、またはホームページの運用をさせていただいておるところでございます。(5)は、研修会及び諸会議の開催。これは、役員会で研修を行ったり、農業委員さんの研修を行ったり、また行政農業委員の研修会を行ったというのをここで出しております。22ページは、その表でございます。

22ページの3、農業委員会法第6条第3項に基づく業務。これは、意見の公表や建議及び諮問に対する答申でございます。24年度に

つきましては、(1)と(2)の事業を行った、活動を行ったということでございます。

24ページをおあげください。24ページは、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)でございます。これ、1番に法令業務に関する点検という形で挙げております。どうやった形で告知等をやっているのかというので出しておるところでございます。ごらんのとおりでございます。ホームページ、本市の公告等を出している。また、今回行われました総会の議事録等も制作をして、速やかにホームページに発行させていただいているというのを出しているところでございます。これがずっと続きます。続いて27ページまで行きます。

それから、28ページをおあげください。これは、法令業務(遊休地に関する措置)に対する評価。これ、現状でございますが、今、管内の農地面積は1万1,850ヘクタールでございます。合併前、熊本市単体の場合のときは、7,003ヘクタールでございました。これだけふえたと。3町合わせると1万1,850ヘクタールということでございます。この中で、遊休農地、これも相当ふえております。203ヘクタールあると。24年度の遊休農地解消目標が37ヘクタールでございましたけれども、これ、85ヘクタール解消ができた。達成率については、230%できたということでございます。3に、達成に向けた活動——目標達成に向けた活動を載せております。農地パトロールを行ったことや、いろんな指導を行ったことを載せているところでございます。

3番が、促進事務に関する評価は、ごらんのとおりでございます。30ページの担い手への農地の利用集積。これも、目標105ヘクタールでございましたけれども、153ヘクタールの達成ができたというのを挙げているところでございます。次、31ページは、違反転用への適正な対応でございますが、表のとおりでございます。

24年度の事業報告については以上でございます。

議長 　　ただいま、事務局から第7号議案 平成24年度事業報告について説明がありました。ご質問等ございませんか。

47番 藤本照義委員

質問なかばってんがお尋ね。

議長 　　質問はないけどお尋ねですか。

47番 藤本照義委員

すみません。九州北部災害の豪雨で北区は、自宅と納屋の家関係が



崩壊したばってんね、東区のほうは、白川沿いのほうは、実際、約30町ほど被害を受けた、土木事務所から渡鹿堰からうえは6町になってますもん。土木事務所から白川賠償なんかでたぶん6町ぐらいは復旧すると言うたばってんが、60町だけん、全然知らんで、あそこは遊休地になる、個人の家への賠償なんかどないしてか、耕作もされんけん、砂もある、あそこは転作もされんけん、わからんでしょう。お尋ねだけん。

議長 それは、県か市か。

47番 藤本照義委員

転作は、認められるか、賠償もなかけん、個人の農地も荒れ放題、うまっとるけん、わからん。一応、お尋ねだけ。

千原副事務局長 農地の回復につきましては、災害の回復は、農業委員会では把握はしてありません。

47番 藤本照義委員

白川沿い6町ぐらいあつとですよ、実際。農地面積は、農業委員会の面積があるでしょうが。それが、そのまましとるけんが、遊休地にするか、耕作放棄地にするか、個人の所有地でない状態。荒れ放題ばってん。

千原副事務局長 ご存じのように、遊休地、耕作放棄地というのは、1年間耕作をしてないところは、本当であれば耕作放棄地、遊休地なんですよ。ただ、災害で汚水がかかったとか、そういうのをどう取り扱うかというのは、今ここでこうやりますよとは、ちょっと言いかねるということです。

47番 藤本照義委員

5年間の計画だけん。そのままだけん、放置しとるだらもうずっと荒れ放題で、農地、今のところは農地ですよ。買収もなか。一応、よかです。お尋ねだけ。

議長 今後、また一応、先生方がおられるとき、またお尋ねして報告したいと思います。北口先生がおられる。

36番 北口和皇委員

市と県と協議をしてもらって、ひどい状況でこの中心市街地も1トンの土のうをせん国交省と熊本市も一緒になって積まなければ、もうこのあたりも全部水浸しになってたような状況で、県と市と、陳情が

ありましたので、県と市の議員団も、あの地域の人たち、県議も市議も一緒になって協議をしていただいて、激甚災害の対策に乗り出してもらっているところでございますけれども、1年間耕作をしなければ耕作放棄地。しかし、このような事態でございますので、今後のあの地区の将来ビジョンをきちっと行政から打ち出さしていただいて、どうなるかという、要するに用地買収にかかる場所、そうでない場所、いつの時点で復旧対策ができるかということ、行政と対策を講じて、農地のあり方については、今後検討材料というのか、どういう取り扱いをするかということは、農業委員会会長とともに、行政との協議をもって結論を得たいと思います。

議長 はい、どうもありがとうございました。  
ただいまのことでもいいですかね、藤本委員。

47番 藤本照義委員

はい、よかですよ。

議長 それでは、ほかに何か質問等ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 はい。それでは、ないようですから、第7号議案 平成24年度事業報告については承認することにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということでございますので、第7号議案は、平成24年度事業報告についてを、事務局説明のとおり承認することに決定いたします。

次に、第8号議案 平成25年度事業計画（案）について審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

下川事務局長 お疲れさまです。事務局長の下川でございます。

私どもから、平成25年度の事業計画案についてご説明をさせていただきます。32ページでございます。

次の、33ページ、事業方針というのがございますが、それにてご説明を申し上げます。まず、そこに書いている書いてございますけれども、まとめて概要をご説明させていただきます。我が国の農業の基盤をなす農地については、転用規制を厳しくしまして、その農地を所有から利用へということで再構築を図って有効利用しましょうと。結果とし

て、国内の食糧生産を増大しようということで、皆さん、ご存じのとおり、21年12月に農地法の改正がなされたところでございます。そのような中で、国は、ことし1月に攻めの農林水産業推進本部というのを設置されております。その中で、担い手への農地の集積、耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化を重点課題ということにされているところでございます。このような中で、農業委員会といたしましては、農業者の公的代表者として農業・農村の現場の声を政策に反映するとともに、それぞれの地域が抱える課題、それから問題を、みずからのそういう部分によって克服していく地域のリーダーとしての役割と責任を担って、農家の負託に応えていくということが必要というふうに考えているところであります。また、農業者年金の普及、それから加入促進、それから全国農業新聞の拡大など、そういう情報をわかりやすく多様な手段で提供できるように努めていくことも重要であるというふうに思っております。先ほど、24年度の事業報告にもございましたように、熊本市、政令指定都市に24年になりましたけれども、そのときに4つの農業委員会から1つの農業委員会に生まれ変わったということでございます。事務局も西・南・北に、各区役所に分室を置いておるということでございます。それから、農業委員さんの活動を補佐する調査員制度というのも設置するなど、政令指定都市にふさわしい、かつ農業者を初め市民にとってより身近で便利な農業委員会としての体制を整えたところでございます。それから、次のページになりますけれども、それ、また、農地法の第3条の事務に加えまして、政令指定都市移行を契機に、農地法第4条、5条に指定された農地転用の許可、それから協議に関する事務などを行ってございまして、事務の権限移譲によりまして、許可事務の迅速化・簡素化による処理時間の短縮が図られているところでございます。このように、政令指定都市移行後の農業委員会の組織体制、それから事務処理について、ことし2年目を迎えることになるんですけれども、今後とも農業者を初め市民サービスの向上になるように、それから、また、農業委員さん活動内容の発信等にも力を入れるなど、検討を鋭意進めていくことが重要というふうに考えております。それから、また、農業委員会の活動の大きな柱といたしましては、耕作放棄地の解消ということでございます。これにつきましては、地域環境も当然、それから農地の確保という点で、ますます重要な課題ということでございまして、これらのことについては、国・県の補助制度の活用に加え、市独自でも耕作放棄地を解消する啓発事業となっておりますので、これらの事業に地域の子どもたちにも加わっていただきまして、解消のPRにあわせて農業、それから食育への理解を深めるという取り組みを継続してまいりたいというふうに考えております。

簡単でございますけれども、以上でございます。以下、事業の概要

につきましては、担当の係長のほうから説明を行いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

北嶋係長

ページの35ページの事業の概要、25年度の事業の概要をご説明いたします。まず初めに、農業委員会法第6条第1項に基づく法令業務についてでございます。会議の開催におきましては、総会を初め、役員会、農政協議会、地区委員会、そして専門委員会等の開催とあります。次に、農地法の3条、4条及び5条の許認可業務におきましては、適正な事務処理を行ってまいります。続きまして、農業経営基盤強化促進法に基づきます基本方針、基本構想に基づきましての農業経営基盤強化促進事業におきましては、農地利用の集積円滑化事業を積極的に活用しまして、こちらのほう、利用集積を促進していくことを講じてまいります。

ページが36ページになります。続きまして、こちらのほう、農業経営基盤強化措置特別会計事業といたしましては、国有農地または開拓財産ございまして、こちらのほうの適正な管理、そして調査等を行ってまいります。農地調整事務処理事業、こちらのほうは、農地法に係る農地等の利用関係の問題についての調整でございます。6番目になります。こちら、租税特別措置法の業務。こちらは、相続税・贈与税等の納税猶予等の適格者証明、そして、こちらのほうの交付になっております。また、農地等の各種証明事務の、証明書の発行業務も出してまいります。農業者年金業務につきましては、新3カ年計画、ちょうど24年までありまして、こちらのほうで10万人も達成いたしました。引き続き、また農業者年金の基金のほうから第3期の新規目標ということで、こちらは平成25年から29年の5カ年ということの目標が出ております。こちらは、20歳から39歳の新規加入をターゲットということでの目標が出ておりまして、こちらのほうの新規目標に基づきまして進めてまいります。

次に、こちらのほう、38ページになります。38ページ。農業委員会法第6条第2項に基づく農業振興業務です。農地の無断転用防止につきましては、こちらのほう、農地パトロール等の監視体制の強化で、ますますこちらのほうの解消に努めてまいります。担い手の育成支援につきましては地域の世話役ということで、こちらのほう、担い手の育成、そして農業生産法人関係機関への一体となった取り組みも進めてまいります。農業振興活動、こちらのほうは、専門委員会活動ということで、今、こちらのほう、農業振興専門委員会と農業者年金加入推進の専門委員会でございます。農業振興の専門委員会では、担い手の育成、そして耕作放棄地の解消ということに取り組んでまいります。農業者年金の加入推進の、こちら、委員会では、ますますの農業者年金の普及啓発活動に努めてまいります。情報宣伝活動といたしま

しては、農業委員会だよりの発行、そして市政だよりの啓発、ホームページの充実等、ますます情報宣伝を努めてまいります。研修及び先進地視察といたしまして、こちらのほうは、委員さんの先進地研修ですね、こちらのほう、ますます適正化に努めるということで、運営の適正化に努める研修を行ってまいります。調査事業につきましては、各種調査ございます。こちらのほうの調査を実施していきます。

3番目、こちら、農業委員会法の第6条第3項に基づく業務といたしまして、今、厳しい状況を踏まえましての皆様のご意見を取りまとめたの建議を行ってまいりたいと考えております。以上で報告を終わります。

小林係長

それでは、引き続きまして、40ページをごらんください。平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）でございます。

I番が、法令事務で遊休農地に関する措置です。上の1番の表で現状と課題をお示ししております。下の2番の表で平成25年度の活動計画をお示ししております。25年度も、24年度同様の解消を目標としております。

続きまして、41ページをごらんください。促進等事務といたしまして、認定農業者等担い手の育成及び確保についてです。上の表（1）が現状と課題をお示ししています。課題としましては、25年度も認定農業者や新規就農者への支援をさらに進める必要があるとしております。下の表（2）には、25年度の目標と計画案としまして、担い手協議会の目標と同一といたしまして、認定農業者35経営体をふやすという目標としております。

続きまして、42ページをごらんください。担い手への農地の利用集積についてですが、上の表が、同じように現状と課題、下の（2）の表が目標となっております。25年度も、前年度実績に基づきます目標値を掲げておるところでございます。

続きまして、43ページをごらんください。こちらでは、違反転用への適正な対応についてお示ししております。25年度の活動計画としましては、地区委員会で現地指導を実施するという計画でございます。

平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、以上でございます。

議長

ただいま事務局から第8号議案 平成25年度事業計画（案）について説明がありました。ご質問等ございませんか。

はい、どうぞ。

「発言するものあり」

農業委員の研修旅行の件ですけれども、昨年度、2月行われまして、欠席者が十四、五名おられたと思いますが、なるべく出席をしていただくために、時期等を考慮して今年度はやっていただければと思います。

議 長 7、8。ま、3年間の内ころころ変えようか。それでないと、毎年毎年いかんから、月を変えましょう。そのとき、そのときで、お好みでやりましょう。どうも決まらんたい。よかですかね。

一 同 はい。

議 長 なら、そういうことにします。

それでは、第8号議案 25年度事業計画（案）を承認することにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、第8号議案 平成25年度事業計画（案）についてを承認することにいたします。

次に、第9号議案 平成25年度下限面積の決定について審議をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

北嶋係長 第9号議案 平成25年度の下限面積の、こちらのほう取り扱いになります。こちらが農業委員会の適正な事務実施についてということで、こちらのほうの一部改正がございまして、この下限面積、こちらのほうの面積を毎年1回、皆様方で審議をしていただくということでの今回の議案の案件でございます。こちらのほうの案としましては、農業委員会は、農地法第3条第2項第5号の別段面積というものを設定しておりませんので、下限面積は昨年同様の50アールということで、今後1年間も、別段面積は設定しないと案をつくっております。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、事務局から9号議案 平成25年度下限面積の決定についての説明がありました。質問等ございませんか。

一 同 なし。

議 長 異議なしということでございますので、第9号議案の平成25年度下限面積の決定について、事務局説明のとおり承認することに決定い

たします。

以上をもちまして、議事につきましては全て終了いたしました。

次に、次第の5号の報告に入ります。本日の報告事項は3件でございます。まず、1番、平成25年度農業委員会予算と、2の熊本市農業委員会委員選挙人名簿登録者数について、事務局からの報告をお願いしますが、1と2を一括して報告お願いいたします。

小林係長

それでは、45ページをごらんください。(1)は平成25年度予算でございます。歳入と歳出をお示ししておりますが、予算額につきましては、昨年度より若干小さくなっております。理由といたしましては、24年度は農地台帳の管理電算システムの更新を実施したため大きな予算となっております。今年度は、このシステム更新業務を実施しないことと、人件費の関係で予算額は小さくなっております。

続きまして、46ページと47ページをごらんください。こちらは、農業委員会委員選挙人名簿登録者数を選挙区別・投票区別にお示ししております。これは、選挙管理委員会が平成25年3月31日をもって確定した登録人員数と世帯数でございます。47ページの一番下が全体の合計の数字でございます。

報告事項の(1)と(2)については、以上でございます。

議長

ただいま、事務局から報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

「発言するものあり」

選挙人名簿、これは来年チェックすると、今度は再来年改選のときの、もしも選挙になった場合、それば使うわけですね。前の年の、そうすると、来年度はやっぱりチェックが必要ですね。

高橋補佐

厳密に言えば、毎年3月31日で確定して、翌年の3月30日まで1年間有効という名簿になりますので、その選挙、告示がその範囲内にあつたら、そのときの名簿を使う形になります。

議長

次に、報告事項の賃借料情報について、事務局から報告をお願いいたします。

北嶋係長

賃借料情報です。平成21年度農地法の改正によりまして標準の小作料廃止になりましたが、それのかわるものということで、平成22年よりこちらの賃借料情報を提供しております。昨年24年1月から12月までに公告されましたこちらの賃貸借におけます賃借料の平均を出しまして、まず、田ですね。こちらは平米数が856ございませ

て、平均は1万9,068円となっております。畑は、普通の畑がデータ数63で、平均が1万297円。飼料はデータ数16で7,163円、施設野菜はデータ数12で1万5,799円となっております。畑、樹園地リンゴの部は、こちらのほうはデータ数13になりまして、平均が9,157円となっております。以上です。

議 長 はい。

33番 馬原清隆委員

この熊本市の平たんで、平均額が1万9,068円というのは、これは、施設野菜の該当するでしょう。水田にハウスつくっとる施設野菜の分も入っとるわけでしょう。ハウスの分も入っとるわけでしょう。これは、区分して出したらどうなんですかね。最高額が9万1,000円を出してるでしょう。ということは、ハウス施設の賃借料をいれとるとじゃないですか。

北嶋係長

報告します。こちらは、平均、下のほうに出しておりますけれども、物納とされている場合は、こちらのほうがコシヒカリの額ということで、こちらのほうが基準額で、60キロあたりが1万8,201円となっております。最高額の方、これをたしか240キロ出されるということで、この4倍ということで、たしかこちらのほうの計算だったと。この金額は、ちょっと1万8,201円となっておりますので、大体米1俵当たりということで計算される方がずっと積み重なると、この金額になっているところがございます。

33番 馬原清隆委員

ハウスの賃料は入っとらんですかね、これには。

北嶋係長

今回、ハウスが、はい、データ数が少なかったのも、ハウス自体よりも、むしろその米いわゆるデータですね。こちらのほうの1俵当たりのデータというのが多かったもので、この金額になっております。

33番 馬原清隆委員

だから、これは、ハウスと米だけの場合を別に出してもらおうとよかですよ。

議 長

大体、ハウスの場合は米5俵ぐらいと書いてありますね。大体そのぐらい単価払いよるですもんね。

7番 宮本隆幸委員



普通作でいくなら1俵でいくか。施設園芸ばすつとなら、やっぱり5万か。今、高齢化でそのまま辞めらすとのとおらずじゃなかですか。そのままハウスば買って、土地は賃借して突き井戸から何もかんもして、電気かなんかも引っ張ってあるけん、7万とか8万とかかかる。それと普通作と一緒にしよるならば、大きな間違いだと。分けないかん。分けねば、普通作ば、そんな平均ばとつたらなら大ごとになる。

北嶋係長

補足しますとですね、こちらのほうのデータをとりましたが、大体皆さん米1俵、あるいは2俵という計算でいただいているんです。それと、このデータでいうと、1万8,201円か3万6,000円という形の平均でいきますので、この金額の平均というが1万9,000円ということになっているんです。この基準が、もともと、いわゆる国のほうの、コシヒカリの額というのは熊本県のほうが1万8,201円のデータです。こちらから引っ張り出しているのもこの金額になったということです。

7番 宮本隆幸委員

大体、去年まで1万2,600円やったやろ。農協というか、大体、農業委員会を出しとつたつは。高く上げていくと耕作放棄地のいったん増えていくけん、もうからんけん。

千原副事務局長 よろしゅうございますか。今、問題になっているのは、田の、田のほうですね。これは、あくまでも水稻を作付したときにだけでございまして、施設園芸は入ってはおりません、全然。それがですね、あるところでそういうのが出てきたということで、最高を出してしまったと。これは外します。そういう特殊な例が1つ出たということで、最高値を出してしまったと。これは、訂正をさせていただきますので。

22番 松村造酒夫委員

米の小作料の問題は、今、米の単価も、もう今から上がるのか下がるのか、極端に下がるのか非常にわかりにくかけんですね、本来は、米なら米1俵って。そして、米の価格とそれに合わせていくというやり方が一番間違いなかじゃなかろうかと思つとですね。例えば、米1俵は1万円この前下がったでしょう、1万円か下がったときに、米1万5,000円とか8,000円とかに決めてる人もおつたつですよ。そういう人たちは、おら損したばい。といろんな話が出つたですもんね。だけん、本来は、米1俵なら1俵で、それに対してのそのときの相場、相場というような決め方が一番私は妥当じゃなかろうかという気はするんですよ。

千原副事務局長 皆様のご意見で、今、特殊例を出してしまったというのは、もう事務局のミスでございます。それは外させていただきます。新たに、策定をします。ただ、米5俵を払ったところがあるというのも、また事実でございます。それはご承知おきください。

議 長 次に、第6のその他に入りますが、何かございませんか。  
以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。  
なお、本日の会において議決されました案件については、その条項、字句、その整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

一 同 異議なし

議 長 異議なしと認めます。よって、本総会において、議決された案件整理については、これを議長に委任することに決定をいたしました。

高橋補佐 以上で、本総会に付議されました案件は、全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時30分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成25年6月7日

会 長 森 日出輝

署名委員 橋本 春利

署名委員 馬原 清隆

書 記 緒方 克弘